

目的・概要

情報通信産業は、沖縄の抱える距離のハンディを克服できるだけでなく、環境にもやさしい産業であり、**新しい基幹産業**として発展が期待されています。

そこで、こうした情報通信産業を今後より一層盛んにするために、「**情報通信産業振興計画**」を作成するとともに、「**情報通信産業振興地域**」と「**情報通信産業特別地区**」を指定し、国と県が一体となって支援する仕組みが定められています。

「情報通信産業振興計画」の内容

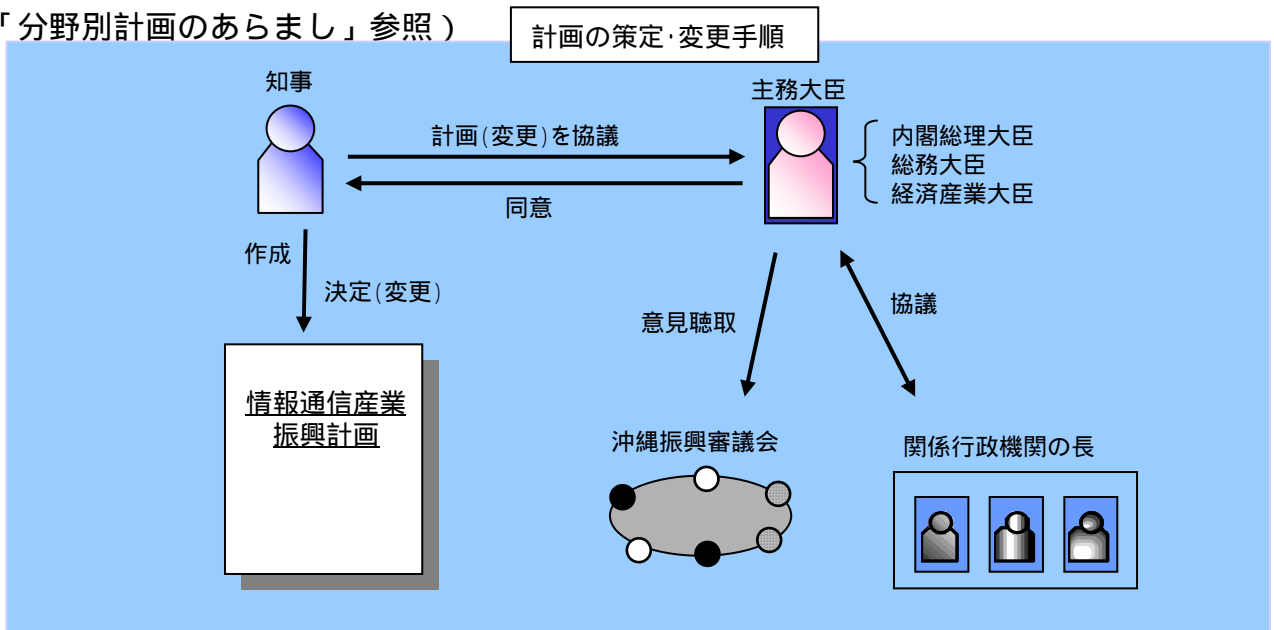
「**情報通信産業振興計画**」は、沖縄県知事が作成することとされています。

計画では、以下の項目が定められます。

- ・ 期間（5年以下）
- ・ 情報通信産業振興の方針（沖縄の振興にとっての意義や方向性など）
- ・ 情報通信産業立地の促進方法（環境整備など）
- ・ 人材の育成
- ・ その他情報通信産業振興に必要なこと

また、「情報通信産業振興地域」、「情報通信産業特別地区」の区域を定めることができます。

なお、情報通信産業振興計画は、平成14年9月10日 主務大臣が同意しました。（参考2「分野別計画のあらまし」参照）



情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区

沖縄の情報通信産業を盛んにするための地域として「**情報通信産業振興地域**」が指定されています。さらに情報通信産業の集積効果が期待できる「**特定情報通信事業**」の立地を促進するため、「**情報通信産業特別地区**」制度が設けられました。

情報通信産業振興地域の条件

- 経済的、社会的にみて一体として情報通信産業の立地を進めることが良いと考えられる地域
- 進出事業者が提供する製品やサービスへの需要が見込まれる地域
- 必要な知識や技術に関する教育・研究機関が周辺にある地域

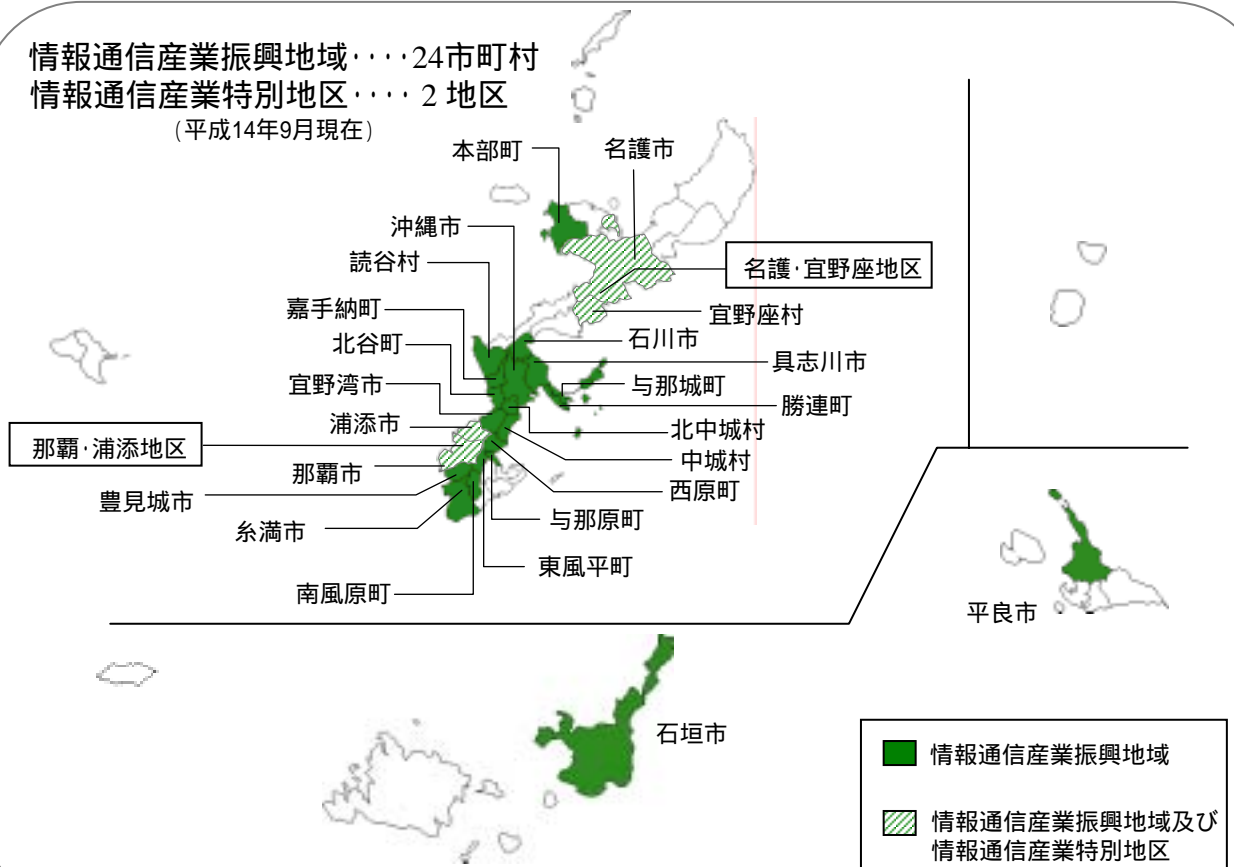
情報通信産業特別地区の条件

- 情報通信産業振興地域のなかの地区
- 情報通信産業の中心となる「**特定情報通信事業**」を誘致することで、効果的に情報通信産業が集まると考えられる地区
- 研究施設などが相当数周辺にある地区
- 高度な情報通信基盤が整備されている地区

情報通信産業振興地域……24市町村

情報通信産業特別地区……2地区

(平成14年9月現在)



情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区のメリット

情報通信産業振興地域内の情報通信関連企業は、税金や資金についての特例を受けることができます。

これに加えて、情報通信産業特別地区においては特別自由貿易地域、金融業務特別地区と並んで35%の所得控除制度の適用を受けることができます。

主な優遇措置には以下のものがあります。

国税

- ・新たに設立された企業は、10年間は法人税の対象所得から35%の控除が受けられます。
*情報通信産業特別地区に適用
- ・機械や器具、建物などの投資額の一定割合も法人税から控除されます。

地方税

地方税の一部が免除・軽減されます。

融資

沖縄振興開発金融公庫では、貸付利率など特別の貸付制度を用意しています。

< 優遇措置の詳細 >

	優遇項目	優遇措置の概要
国税	所得控除制度*	情報通信産業特別地区において新たに設立された常時雇用者数20名以上の企業について、新設後10年間、所得の35%につき、法人税の課税所得から控除
	投資税額控除	新たに取得した機械、建物等の価格の一定割合が法人税から控除されます。機械・装置、器具・備品15%、建物8%（ただし法人税額の20%以内）、繰越4年、投資上限額20億円
地方税	地方交付税による減収補填措置	事業税、不動産取得税、固定資産税が減免されます（県や市町村の税収が減った場合、地方交付税によって補填されます）
	特別土地保有税の非課税	情報通信産業の事業のために土地を取得して、設備を新增設した場合、特別土地保有税が非課税になります
	事業所税の非課税等	情報通信産業の事業のための施設を新增設した場合の事業所税が非課税となり、資産割の課税標準が1/2控除されます
その他	融資	貸付利率、期間などについて、沖縄振興開発金融公庫の融資条件が有利に設定されます

どちらかを選択

* 所得控除制度は情報通信産業特別地区に適用

対象となる企業

情報通信産業振興地域で優遇措置を受けられるのは、主に以下の業種です。

1. 情報通信産業

ソフトウェア業



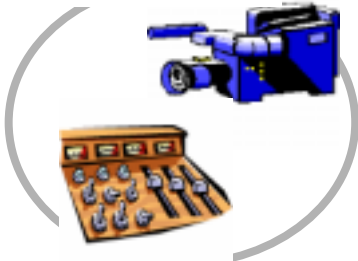
情報処理・提供サービス業



放送業



映画・ビデオ等制作業



情報記録物製造業



電気通信業



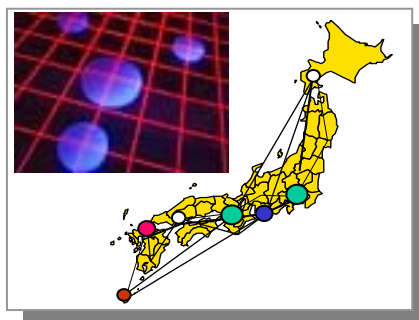
2. 製造業や小売業など情報通信産業以外の業種のコールセンターも対象



情報通信産業特別地区では、情報通信産業の集積の牽引役となる以下の「特定情報通信事業」で、地区内に新たに設立された法人であり、20名以上の従業員を常に雇用している等の一定条件を満たすと認定された企業が優遇措置の対象となります。



データセンタ



インターネット・イクスチェンジ



インターネット・サービス・プロバイダ